

## Topics | トピックス

- ◆ 第2回社会保障審議会年金部会を開催
- ◆ 「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部が改正
- ◆ 国民年金法施行規則の一部を改正する省令が公布
- ◆ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令が公布
- ◆ 4月から現物給与の価額の一部が改正
- ◆ 2023年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.0%

### ◆ 第2回社会保障審議会年金部会を開催

厚生労働省は3月28日、第2回社会保障審議会年金部会を開催した。部会長は菊池馨実(きくちよしみ) 早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介(たまきのぶすけ) 大妻女子大学短期大学部教授。議事は、(1)年金制度を取り巻く社会経済状況の変化について、(2)全世代型社会保障構築会議における議論について。

#### (1)年金制度を取り巻く社会経済状況の変化について

年金制度を取り巻く社会経済状況の変化について、下記の資料が厚生労働省年金局から示された。

##### ○人口構造の変化

日本の人口の推移、日本の人口ピラミッドの変化、合計特殊出生率の推移、平均寿命、平均余命の推移、平均寿命と健康寿命の推移

##### ○家族の姿の変化

1985年と2020年の比較(家族類型)、世帯構成の推移と見直し、未婚割合の推移、1985年と2020年の比較(30歳・50歳時配偶状況)、配偶関係別の人口構成(男女別)、配偶関係別の人口構成比(男女別)

##### ○働き方の変化

正規雇用と非正規雇用労働者の推移、雇用形態別就労者数の推移(女性・男性)、女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の推移、女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)、1985年と2021年の比較(雇用者の共働き世帯数(妻が64歳以下の世帯)、共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)、共働き等世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯))

##### ○被保険者・受給者の状況

公的年金被保険者数の推移、公的年金被保険者数の推移(男女別)、厚生年金(第1号)受給者数の推移、厚生年金(第1号)受給者年金総額の推移、国民(基礎)年金受給者数の推移、国民(基礎)年金受給者年金総額の推移、第2号被保険者1人当たり標準報酬額の推移(総報酬ベース・月額換算)、第1号被保険者の就業状況、第3号被保険者の就業状況

##### ○高齢期の働き方の変化

労働力人口・就業者数の推移、就業率の推移、60～64歳の高齢者の就業率の推移、65歳以上の高齢者の就業率の推移、高齢者の就労形態(男性・女性)、高齢者雇用・両立支援・男女共同参画に関する主な動き

## (2)全世代型社会保障構築会議における議論について

全世代型社会保障構築会議(2022年12月16日)の報告書が公表され、全世代型社会保障の基本的考え方として、目指すべき社会の将来方向、全世代型社会保障の基本理念(下表)、全世代型社会保障の構築に向けての取組が示された。さらに、各分野における改革の方向性として、働き方に中立的な社会保障制度等を構築する際の基本的方向、取り組むべき課題、今後の改革の工程が示された。取り組むべき課題には、勤労者皆保険の実現に向けた取組、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃、個人事業所の非適用業種の解消、週労働時間20時間未満の短時間労働者の適用拡大が挙げられ、フリーランスやギグワーカーについての検討、デジタル技術の活用、女性の就労の制約と指摘される制度等についての検討、被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実が求められた。

### 全世代型社会保障の基本理念

- ◆ 「将来世代」の安心を保障する
- ◆ 能力に応じて、全世代が支え合う
- ◆ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする
- ◆ 制度を支える人材やサービス提供体制を重視する
- ◆ 社会保障のDX(デジタルトランスフォーメーション)に積極的に取り組む

委員からは、給付や適用について実態に合致する制度の検討や、広報の充実、不公平感の是正などを求める意見が多く挙げられた。特に被用者保険適用の拡大を強く求める意見が多かった。

今後も、社会経済の現状と課題を確認しながら、改正に向けての議論が進められる。

## ◆「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部が改正

3月6日付けで、厚生年金基金の予定利率の下限等について、厚生年金法の一部が改正された。

厚生年金基金の予定利率は、企業年金制度において掛金の算出等の財政計算を行うための基礎率の一つである。将来支払われる年金額のために現在必要な金額(原資)である年金現価は、年金総額を割引計算して求められるもので、予定利率は、その際の割引計算に用いる将来の運用利回り(金利)の仮定となっている。厚生年金基金および確定給付企業年金においては、これを下限予定利率以上とし、各企業年金が年金資産の運用収益の長期予測に基づき合理的に定めることとされている。

### 【改正内容】

下記を新設する。

期 間	下限予定利率
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの日を基準日とする財政計算	0.0%

## ◆国民年金法施行規則の一部を改正する省令が公布

3月6日付けで、「国民年金法施行規則の一部(失業等を理由とする免除等の申請について)を改正する省令が公布された。

### 【改正の趣旨】

失業や事業の休廃止を理由とする国民年金保険料の免除・学生納付特例及び保険料納付猶予(以下、免除等)の申請について、申請者の負担を軽減する観点から、過去に同一の離職票等を添付し免除等を申請したことがある場合は、離職票等の添付を不要とする。

**【改正の概要】**

失業等を理由とする免除等の申請については、2019年10月30日以降に失業等に係る離職票等を添付し免除等の申請を行っていたことがある場合は、離職票等の添付を不要とする。

**【施行期日】**

2023年3月6日

**◆国民年金法施行令等の一部を改正する政令が公布**

3月23日付けで、国民年金法施行令等の一部(国外居住親族に係る扶養控除について)を改正する政令が公布された。

**【改正の概要】**

所得税法の一部及び地方税法等の一部が改正され、国外居住親族に係る扶養控除等が見直されたこと※を受け、年金制度においても扶養親族のうち所得税改正法により控除対象扶養親族から除外された人については、各種所得基準額の加算対象者としなことを規定する等、税制に準じた見直しを行う。

※国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

扶養控除の対象となる「控除対象扶養親族」について、30歳以上70歳未満の扶養親族が国外に居住している場合、次の要件のいずれにも該当しない人は控除対象扶養親族から除外する。

- ・ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
- ・ 障害者
- ・ 扶養控除の適用を受ける居住者からその年の生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

**【改正の概要】**

以下の制度における所得基準額の計算において、所得税改正法に準じて、扶養控除の対象外とされた人は加算の対象としない。

- (1)国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金(20歳前障害基礎年金)の支給停止(国民年金法施行令第5条の4第1項及び第2項)
- (2)国民年金保険料の免除等(国年令第6条の7及び第6条の8の2～第6条の9の2)
- (3)老齢福祉年金の支給停止(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条第1項及び第2項)
- (4)特別障害給付金の支給の制限(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第2条第1項及び第2項)
- (5)年金生活者支援給付金関係
  - ① 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の支給(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第8条)
  - ② 市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供(給付金令第19条第1項)

**【施行期日】**

2024年4月1日

**(経過措置)**

- 上記(1)、(4)及び(5)の①については、2024年10月以後の月分の20歳前障害基礎年金の支給停止、特別障害給付金の支給の制限及び年金生活者支援給付金の支給について適用する。
- 上記(2)については、2024年度における国年法第90条第1項第1号の厚生労働省令で定める月の翌月以後である場合における国民年金保険料の免除について適用する。
- 上記(3)については、2024年8月以後の月分の老齢福祉年金の支給停止について適用する。

### ◆ 4月から現物給与価額（食事）が改正

4月1日から、厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部(食事)が改正された。厚生年金保険および健康保険の被保険者に労働の対償として支払われる現物(食事や住宅)は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」(厚生労働省告示)に定められた額に基づいて通貨に換算して報酬に合算され、標準報酬月額額の計算の対象となる。自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算される。令和5年度の現物給与価額一覧表は図1のとおり。

<図1> 令和5年4月1日から適用される度の現物給与価額一覧表 ※赤字の部分が改正された価額

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	その他の報酬等
	1人1月当たりの食費の額	1人1日当たりの食費の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時価 自社製品 通勤定期券 など
2 青森	21,900	730	180	260	290	1,040	
3 岩手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮城	21,900	730	180	260	290	1,520	
5 秋田	21,900	730	180	260	290	1,110	
6 山形	23,100	770	190	270	310	1,250	
7 福島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨城	21,900	730	180	260	290	1,340	
9 栃木	22,200	740	190	260	290	1,320	
10 群馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
12 千葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
13 東京	23,100	770	190	270	310	2,830	
14 神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
15 新潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
16 富山	22,800	760	190	270	300	1,290	
17 石川	23,100	770	190	270	310	1,340	
18 福井	23,400	780	200	270	310	1,220	
19 山梨	21,900	730	180	260	290	1,260	
20 長野	21,300	710	180	250	280	1,250	
21 岐阜	21,900	730	180	260	290	1,230	
22 静岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛知	21,900	730	180	260	290	1,560	
24 三重	22,500	750	190	260	300	1,260	
25 滋賀	22,200	740	190	260	290	1,410	
26 京都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
28 兵庫	22,500	750	190	260	300	1,580	
29 奈良	21,600	720	180	250	290	1,310	
30 和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
31 鳥取	22,800	760	190	270	300	1,190	
32 島根	22,800	760	190	270	300	1,150	
33 岡山	22,500	750	190	260	300	1,360	
34 広島	22,800	760	190	270	300	1,410	
35 山口	23,100	770	190	270	310	1,140	
36 徳島	22,800	760	190	270	300	1,160	
37 香川	22,500	750	190	260	300	1,210	
38 愛媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
39 高知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福岡	21,900	730	180	260	290	1,430	
41 佐賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長門	22,200	740	190	260	290	1,150	
43 熊本	22,500	750	190	260	300	1,150	
44 大分	22,200	740	190	260	290	1,170	
45 宮崎	21,300	710	180	250	280	1,080	
46 鹿児島	22,200	740	190	260	290	1,110	
47 沖縄	23,400	780	200	270	310	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

## ◆ 2023年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.0%

厚生労働省は3月31日、2023年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2020年1月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4ポイント増の78.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は823万月で、納付月数は641万月。

### 【2021年1月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.8ポイント増の81.8%であった。納付対象月数は783万月で、納付月数は635万月。

### 【2022年1月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は79.2%であった。納付対象月数は784万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.8%となっている。